

# 会 議 録

## 1 会議名

第2回上越市障害者差別解消支援地域協議会（書面会議）

## 2 議題

- (1) 令和3年度の取組状況について
- (2) 令和4年度の取組について
- (3) 意見交換

## 3 開催日時

令和4年3月1日（火）

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面で開催

## 4 開催場所

—

## 5 傍聴人の数

—

## 6 非公開の理由

なし

## 7 意見等

### (1) 令和3年度の取組状況について

意見なし

### (2) 令和4年度の取組について

大山委員： 居宅介護支援事業所への周知・啓発の実施予定はないか。障害（知的・精神等）そのものや、それに付随する障害のある人への配慮について、理解や意識が十分でないと思われる場面が少なくない。担当の地域包括支援センターによる居宅介護支援事業所への研修実施までは難しくとも、パンフレットの配布など意識付けは行っていただきたい。意識付けにより、支援者自身が、配慮が十分でなかったことに気づき、よりよい支援につなげ、支援を受ける人が自分らしく生活できると思う。

事務局： 障害福祉サービス提供法人宛にパンフレットを送付することとしており、法人内の情報共有により、居宅介護支援事業所にも共有され

ると考える。より多くの職員支援者の目に触れやすくするため、パンフレット送付時の添書に、サービスを提供する職員への回覧を依頼する文言を入れることとしたい。

河合委員： 企業・学校等への啓発用パンフレットの配布とあるが、配布以外の働きかけ等の予定はないか。

庁内各課への周知・啓発が12月頃予定となっているが、理由はあるか。周知・啓発や、関係機関への研修の時期はできるだけ早いほうが良いと考えるがどうか。

事務局： 現状においては、配布以外の予定はない。

また、障害者差別解消法の周知・啓発にあたっては、対象者が一堂に会する別の研修の機会を捉えて周知することを想定して設定しているが、可能な限り早期実施できるようにする。

西山工三委員： 上越人権擁護委員協議会活動においても、障がい者、高齢者への差別問題について関心を持ち、地域の課題として、対応を考えなければならぬと思っている。

現在委員は45名（上越市37名、妙高市8名）で多様な差別の解消のための活動（相談と啓発）を行っている。

そこで来年度への提案として、市が主催する関係機関への研修の中に、人権擁護委員も研修受講対象者に加えていただくことについて、検討をお願いしたい。

大山委員： 市が新採用職員向けに実施するように、差別に関する研修会を企業や法人向けに実施することはできないか。研修受講者が、企業や法人内のサービス事業所などに研修を実施することで、意識付けや理解が広がるのではないか。

事務局： 市が実施する研修会については、障害者の方の相談を受ける可能性のある障害福祉の関係機関に対して、市職員が障害者差別解消法についての一般的な内容を周知することを想定している。人権擁護委員向けの研修については、より専門的な内容が求められると考えられることから、現状では難しい。

また、企業や法人向けの研修については、法の趣旨からして、各法人内、企業内での研修等を通じて、障害者の差別解消についての理

解を図っていくことが重要と考えられる。市においても、内部研修として新採用職員研修の機会を捉え、市職員が障害者差別解消法についての一般的な内容を周知する研修を実施しているところである。ついては、市としては引き続き、各事業所においてそのような取組が必要であるということを知っていただく周知・啓発を推進するとともに、企業等においては、例えば法務局での無料の講師派遣を活用していただくなどにより、人権研修を実施いただけると良いと考える。

西山俊彦委員：市ホームページのトップバナーを活用し、障害者差別に関する情報について常に表示することとしてはどうか。

事務局：当該箇所については、市ホームページ担当課が、新型コロナウイルス感染症や災害関連情報等、緊急または重要度が高いお知らせを掲載していることから、常に掲載することは困難な状況である。しかしながら、周知・啓発にあたっては、目に留まりやすい手法を検討していきたいと考えており、使用媒体や掲載箇所など、ご意見があれば、ぜひお寄せいただきたい。

大山委員：今年度の市民への啓発の課題は、「障害特性や合理的配慮の効果的な伝え方を検討していく」ことであった。コロナ禍では、イベント等への参加も感染を考えると躊躇してしまう。市広報やホームページも目にしなければ周知にはつながらないため、少しでも多くの市民が「目にする」「耳にする」ための取り組みとして、11月の『知る・学ぶ「福祉・介護・健康」in 上越』のような大規模イベントでなくても、イベントや講座の実施回数を増やすことを検討してみてはどうか。

宮下委員：企業・学校等への啓発用パンフレットの配布について、パンフレットの配布による効果の検証と、更に効果を上げるための工夫をお願いする。

森本委員：取り組みにあたっては、結果にこだわって進めるべきと考える。

塩崎委員：民生委員の研修時には、民生委員から、障害に関する様々な質問が想定される。その際は、市の担当が的確に質問に回答し、民生委員の障害者に関する知識を深められるようにしてほしい。

### (3) 意見交換

その他、全体を通してのご意見等

宮下委員： 相談を受け付けるフローチャートとは別に、差別解消実施フローチャートは無いか。

事務局： 相談を受け付けるフローチャートについては、相談を受けた機関が福祉課に情報提供及び協議を実施したうえで、相談者に対し助言することとしており、差別解消実施を兼ねている部分もある。しかし、例えば紛争解決など、市では解決できず専門関係機関へのつなぎなどが必要となってくる場合もあるため、今後、本協議会でご意見をいただきながら、改善していければと考えている。

大山委員： 相談・情報シートの様式変更により、報告件数に変化はあったか。報告があった場合は、どのような内容であったか。

事務局： 事業所から2件の報告があった。  
内容はいずれも不当な差別的な取扱いに関することであり、国勢調査の調査員とのやりとりについて1件、勤務先における待遇について1件であった。

片桐委員： 合理的配慮の義務付けは国や自治体のみで、民間事業者には努力義務となっていたが、今後施行される改正障害者差別解消法では、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化される。今後、民間企業等への周知等についてはどのような対応になるか。

事務局： 民間企業等への周知にあたっては、まずは、啓発用パンフレットの配布により、周知・啓発を行うとともに、民間企業や個人から、合理的配慮の提供に関する相談等について対応することになると考えている。相談等の件数の増加や、その内容によっては、市だけでは対応できない可能性も想定される。

よって、本協議会において、合理的配慮の提供・不提供の事例の収集や共有を図り、合理的配慮、建設的対話に向けたアイデアを蓄積していきたいと考えている。

大山委員： 書面開催では、アイデアの共有や検討が困難な部分が多いため、オンラインで開催してはどうか。

鈴木委員： コロナ禍のため協議会は中止となったが、年 2 回程度の開催ということもあり、オンラインでの開催なども検討してはどうか。

事務局： 次回の開催にあたっては、オンラインでの開催を検討する。

森本委員： 「苦情イコール悪いこと」の意識が行政にある限り、事業所等からの報告は上がってこない。「苦情イコール改善のための糸口」と考えるようになれば、当事者から事業所等、事業所等から行政への報告の流れが円滑となり、苦情が顕在化してくるはず。

西山工三委員： 上越人権擁護委員協議会においても、身の回りの悩んでいることや困っていることなどについて定期的に相談会を開催して、人権が侵害されているケースなどについて相談を受けている。  
令和 3 年度 2 月末現在 25 回 54 件の相談があった。

河合委員： 2021 年 12 月の広報上越は、構成・内容ともに充実したものになっているので、今後もさらに改善を図りながら継続していただきたい。  
ただし、市民の内、どれ位の人がこの広報を読んでいるのかが気になる。

## 8 問合せ先

福祉部福祉課 TEL：025-526-5111（内線 1149）

E-mail：fukusi@city.joetsu.lg.jp

## 9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。